明るい郷土
住みいよ高萩

市報たかはぎ

第13號
毎月一回5日発行
発行　高萩市役所
編集　總務課
印刷　藤枝印刷所

待望の都市計画成る

昭和二十年七月十九日焼夷弾攻撃による罹災約六〇、〇〇〇坪戸数約五七〇戸の焼失により市街地の大半を失い、引き続く敗戦の現実にも屈せず、物資窮乏の唯中にこれが復興に立上ったたまたま特別都市計画法の公布を見、県が戦災復興の事業を施行することとなり昭和二十一年以来一〇ヶ年少なからざる時日と労力と資材と、凡そ二千万円の事業費を投じて本事業の完遂をみたのであります。

罹災前は国道、駅前通り、小桜町通りの外は乱雑無統制な自然に発達した小都市であったが、本事業による都市計画に依り街路の改発整然とした街廓に基く宅地の効率的使用等に依る土地の利用価値増進の上昇、都市水利整備に依る衛生の完備又駅前通りに接続する駅前広場、児童公園の新設等に依って都市美を備えたので名実共に快適な新市街が形成され、都市的機能を発揚出来たのが新市となる基盤であったと申しても過言ではないと思います。

本事業の換地処分の結果必然的に欲すると欲せざるに拘らず生じて来る事が町界町名地番の改正整理であります。

これにつきましては、市当局は昭和三十年三月以来市民各位の要望及び土地区画整理委員の意見により整理案を作成昭和三十一年一月市会の議決を經て十月二日復興土地区画整理換地処分の日を以って発効する事に致しました。

その区域は復興土地区画整理地区内及びそれに隣接する即ち地区外大字高萩字町西側、町東側、中松合、下松合、向原、肥前山、アラヤの各一部常磐線西側の部分であります。

従来の字名地番は余り日常の交信等には利用されなかったが、改正後は地番も百番を超えるものはなく、誰にも記憶し易い地番となり日常生活に便益する処多大であります。

この町名地番の改正による過渡期としては、新旧地番の混乱により一般官公署の通知、物資の搬送、私信、電報等の遅配、配達不能等以外の不便、損失の生ずることもありますから市当局としては各官公署へ新旧地番対照表を配布して誤りのないようにしますが各位においても各知人へ通知して改正の事実を周知されるよう願います。

尚町界町名地番の改正の手続については別項に登載致します。

町界町名改正図

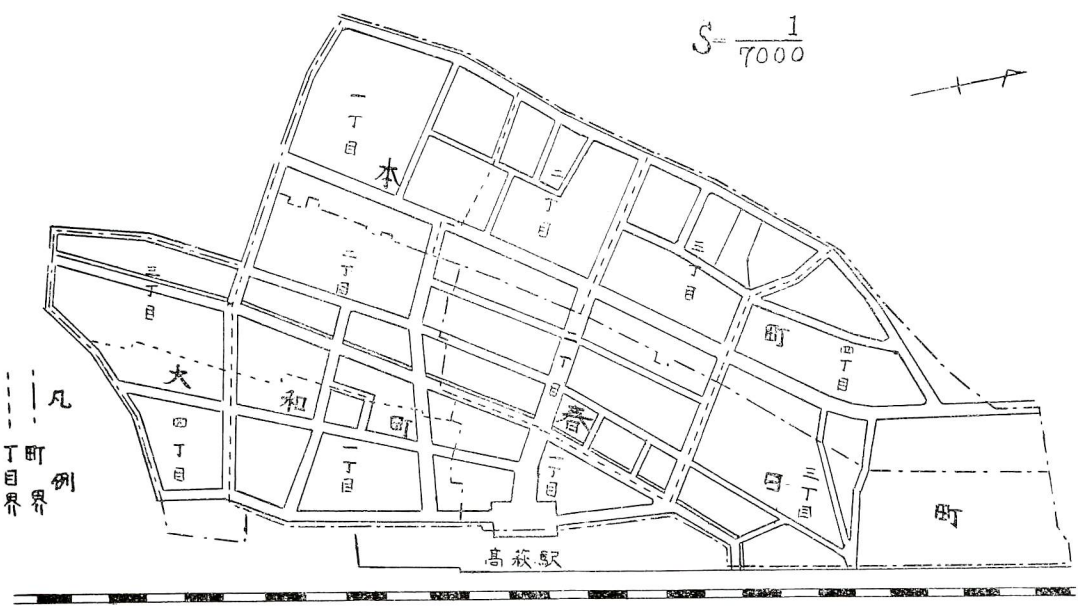

市定例議会開く

市條例一部改正

追加更正予算等可決

九月十四日午前九時より定例市議会を開き、地方自治法改正に伴う市議会会議規則の一部改正ほか十三議案を上程、慎重審議の上午後三時全議案が可決された。

確定議案の内主なものを挙げてみますと、

一、議会委員会條例の一部を改正する條例で従来六部制であった常任委員を一人一委員の四部制に改正されたことで委員会の構成は次の通りである。

總務委員会
委員長　岩本　啓治
副委員長　鈴木　道雄
委　員　穂積　政次
木内　幹　下山田栄三郎
渡辺　伝　吉田　秀吉

文教厚生委員会
委員長　矢代　光史
副委員長　川松　光彦
委　員　三代　進
樫村　之男　中島　豊
上田　助重　大和田知之
小松　正治

經済委員会
委員長　大部　重高
副委員長　塚本善七郎
委　員　垰和　武雄
舟生　一郎　大久保　清
柳沢　良助　根本　賢夫

建設委員会
委員長　矢代　良三
副委員長　豊田　武門
委　員　佐藤　正
鈴木　広次　鈴木　藤雄
鈴木　好之　渡辺　東治

二、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四條の規定により教育委員が新らしく選任された。

委員及び任期は次の通りである。

高萩市大字高萩
任期四年　中村　省吾
同　大字高戸
〃　四年　今川　重道
同　大字秋山
〃　三年　下山田尚方
同　大字下手綱
〃　二年　永山　美休
〃　一年　茂又　薫

三、才入才出追加更正予算

前回までの累計額
才入　一三八六三四千円
才出　一三八六三四千円

追加更正予算額
才入　三七五八千円
才出　三七五八千円

計
才入　一四二三九二千円
才出　一四二三九二千円

才入の主なるものは、八月三十一日決定をみた地方交付税である。

才出の主なるものは
教育費　一六二四千円
産業経済費　六八三千円
土木費　五三四千円
議会費　二七三千円
社会及労働施設費　一九三千円

等である。

四、前月号で人権擁護委員三名を照介したが本議会で左記の者が一名追加推薦された。

高萩市大字安良川
佐藤　武雄

本年産米の初度検査

九月二十九日茨城食糧事務所高萩出張所では本年度産米の初検査を行った。

生産者は高萩市大字中戸川の樫村鉄三さんで受検数量は八俵、品種は藤坂五号（水粳玄米）品質、乾燥、調整とも良好であった。

中戸川は高萩駅より十五粁の高冷地であるが保温折衷苗代による栽培と適切な肥培管理の結果が高萩出張所管内のトップで出荷された わけである。

しかしながら同じ高冷地である君田方面（海抜六〇〇米）の冷害による被害の甚大なとき高冷地帯の栽培方法は勿論のこと品種の選択についてまだ〳〵研究の余地があるわけである。

本市の世帯と人口

（10月1日現在）

世帯	6.575戸
人口	31.788人
（男）	15.831人
（女）	15.957人

十月の納税は

市民税第三期

⊙納期限　10月31日

⊙納期限内に完納しましょう

優良納税組合表彰

昭和三十年度優良納税組合の表彰式を九月二十七日市の研修会館で行った。現在の組合数は八六組合でこの日表彰を受けた組合は九組合である。

市長挨拶の後、日頃御協力と御骨折を戴いている各組合長さんの労を稿い、税務課員との隔意のない懇談を交すなど和やかなひとときを過し納税組合の発展を祝した。

表彰された組合は次の通りである。

駒形町納税貯蓄組合
肥前山第五　〃
仲の町　〃
下手綱下町第一　〃
高戸西城　〃
上手綱石舟　〃
下君田合　〃
若栗　〃
大能下　〃

教育施設出資金年次償還について

御協力いたゞきました出資金に対し次の通り償還いたします。

事務処理の都合で今年度から、償還元利金及び未償還利子の支拂期間を一ヶ月に限定いたしましたから必ず指定された期間中にお受取下さい。

償還証券に対しては、償還日以降の利子は支拂いません。

償還証券に対しては、個人宛郵便はがきで通知いたしますから通知書と証券及印鑑持参お受取り下さい。

支拂開始期日までに償還通知の行かない方は、證券と印鑑持参、期間中に利子をお受取下さい。

支拂場所は常陽銀行高萩支店です。

第一回出資金（高中校分）

一、償還証券下二桁の番号

09	10	15	16	17	20	24	27	31	32
43	44	49	50	56	58	60	62	72	75
76	91	95	00	（各券共通）					

二、支拂期間

昭和三十一年十月一日から十月末日まで

第二回出資金（秋小校分）

一、償還証券下二桁の番号

06	08	10	19	44	48	52	53	59	64
66	67	72	73	78	85	87	89	98	

二、支拂期間

昭和三十一年十一月一日から十一月末日まで

市役所電話交換機設置について

9月14日から構内電話開通に伴い一部電話を移転し下記の通りになりましたのでお知らせ致します。

記

市役所本庁舎	は高萩局	33番	154番
〃　分室		166番	224番
市教育委員会		（上記の何れかを呼んで下さい）	
市福祉事務所			
高萩市保育所	〃	429番	
研修会館	〃	476番	旧教育事務所今川医院南隣

内線電話番号は次の通りです。

1	番	市長室	11	番	税務課長
2	〃	助役室	12	〃	税務課
3	〃	收入役室	13	〃	土木課長
4	〃	議長室	4	〃	土木課
5	〃	応接室	15	〃	農業委員会
6	〃	總務課受付	16	〃	商工会
7	〃	總務課長	17	〃	教育委員会
8	〃	農林課	18	〃	福祉事務所
9	〃	商工課	19	〃	厚生課
10	〃	戸籍課	20	〃	宿直室

夜間（交換手退庁後）は宿直室の局線33番以外は使用出来ません

就任挨拶

高萩市教育委員会
教育長　今川重道

この度教育委員会法が改正になり十月一日より全面施行されることになりました。この改正により教育委員は市長が議会の同意を得て任命し、教育長は教育委員の互選により県の承認を得て任命されることになりました。この手続により私が教育長の大任を引受けることになったのであります。本市は発足二年に満たない誕生したばかりの新市でありましてその教育施策にも幾多の問題がありこれが解決には財政的にも仲々容易ならぬものがあります。これらの問題は市当局の理解と市民の熱意によってのみ解決されることで将来とも何卒未来への希望を大きく持たれて御協力の程偏にお願申上げる次第であります。

教育委員会所管の教育機関の内学校関係について大要をお知らせいたしますと現在

学校数　小学校　九校
　　中学校　六校
職員数　小学校　男六二　女六五
　　中学校　男五九　女一九
　　計　二〇五
生徒数　小学校四八七七
　　中学校二二〇七
　　計　七〇八四

教育予算は十月現在で
一五六〇万円（市費）
教職員の給与は三十一年度
約四五〇〇万円（県費）

右のような状況になっております。教育は金で解決されるものではありませんが市発展の基盤となるものと考える時教育費は十二分に出していたゞきたいと思います。

社会教育については公民館活動、青年学級、婦人学級視聴覚教育等活潑に展開されつゝあり、よりよき社会の形成に寄与し得られますよう市民各位の御支援御協力を切に懇願いたしまして御挨拶といたします、

蒟蒻生産 出荷組合結成

去る九月十八日大能蒟蒻生産出荷組合が結成された。組合員三十四名、役員に次の者が選任された

組合長　佐川重雄
副組合長　鈴木為知
理事　大部秀彦
〃　沼田直一
〃　佐川健一
〃　佐川安応

高萩復興土地區画整理に伴う 町界町名地番の改正による 手續きについて

戸籍、住民登録、印鑑簿等に記載してある住所等は法規上では市長が其の職権を以って訂正する事柄でありますが実務上では従来の地番が正確に用いられている場合は割合に少なく殊に符号を有している土地の殆んど全部が戸籍や住民票の上では符号が使用されて居らぬためこれらの土地に対する換地の割当関係を認証することが不可能であるばかりか一筆の土地に対して数筆に分割交付されているものに対しては現地の調査を行うか又は関係者の届出を待つ以外には到底改正後の新町名地番を知ることが出来ないので町名地番変更の届出を戴きたいのであります。

尚区画整理地区外の建物の台帳並びに登記簿の住在地変更届出及び土地の登記簿の表示変更の届出を要します。

改正区域内に本店又は支店を有する銀行、会社等は変更のあった日よりその所在地名或は重役の住所表示に変更の事実が生じたことになるので本店の所在地では二週間、支店の所在地に於いては三週間以内に住所変更の登記申請をしなければなりません。

右登記を怠ると商法第四九八條により五千円以下の過料に処せられることになっているので遺漏のないよう変更の申請をして下さい

敬老会開催

健康で文化的な明るい生活を送ることが出来るようにと国民全部の強い関心の上に立つとしよりの福祉と、としより自身の自覚とを促そうとするために九月十五日をとしよりの日と定められたのであります。

この日を機会に長い人生を社会の中にあって、社会のためにつくして来られましたおとしよりの方に対し、尊敬と感謝の意を表しますと共に御慰安するため、本市では九月十九日下手綱公民館に松岡地区のとしよりの方を、九月三十日高萩中学校に高萩地区のとしよりの方を又高岡地区のとしよりの方は高岡地区の各小学校の運動会の日にそれぞれ招いて敬老慰安会を行うことになっております。

本市の七十才以上の方は全部で九〇〇名です。

教育施設照介　其の一　9.1 現在

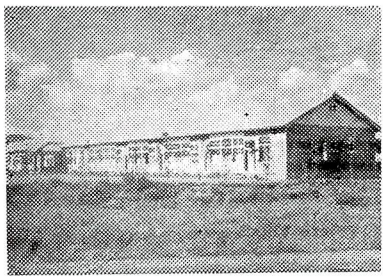

高萩中學校　生徒数1,525

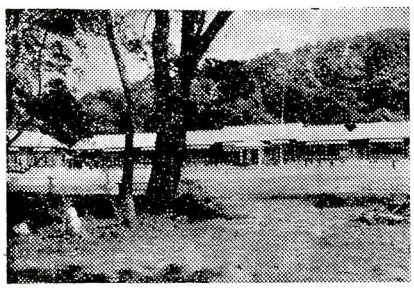

松岡中學校　生徒数 439

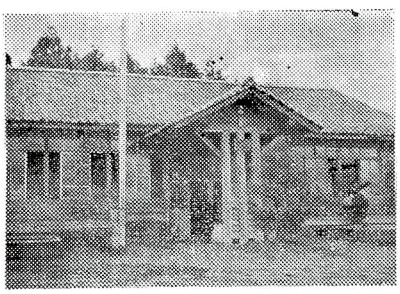

君田中學校　生徒数 87

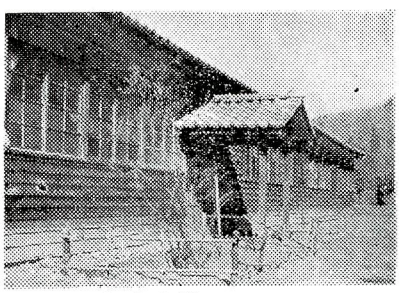

花貫中學校　生徒数 65

計量器の検査を受けましょう

茨城県告示第七百六十五号を以って、当市の計量器定期検査を十月八日から十四日まで執行する旨、県知事より指定されました。

この検査は、計量法第百三十九條に基くもので、市に於いては毎年一回、県知事が行うことになって居ります。

その目的は「取引」或は「証明」に使用する計量器の正否を検査してその正確をはかり、且計量に関する違反を防止する為であります。「取引」とは売買、贈与又は交換等の如く物の給付を内容とする有償無償の行為をいい次の各号は「取引」とみなされます。

1、団体とその構成員との間に行われる――非公開の取引
2、農業、園芸經營、漁業畜産業、林業、鑛業等原始産業における取引
3、運送業における運送契約
4、医師又は薬剤師等の施療調剤
5、委託加工、等

「証明」とは相手方又は第三者に一定の事実を真実であるとの確信を得しめる作用をいい左の各号は「証明」に属するものとみなされます。

1、労銀、運賃等の料金又は報酬の算定の基準となる計量上の表示
2、医療又は衛生上の計量
3、体育又は保健上の計量
4、交通運輸機関又は危険物、爆発物に関する危険防止に必要な計量等

定期検査に提出しなくとも良い計量器は次の通りです

1、長さ計の中縮尺、伸尺曲り尺、れん尺、回転尺
2、はかりの中、精密天びん、極微天びん
3、温度計
4、ガラス製ます、陶磁器製ます、化学用体積計
5、圧力計
6、密度計
7、濃度計
8、濕度計
9、比重計
10、郵便局、国鉄等にある計量器

右以外の計量器は全部提出して検査を受けなければなりません。

受検した計量器が不合格になっても、違反とはなりませんし、こわしたり、没收したりいたしません。

若し提出しなかった場合は計量法第二百三十四條によって罰則が規定されて居ります。

受検日時、場所は回覧及びポスターで御知らせして置きましたから、最寄りで必ず検査を受けて下さい。

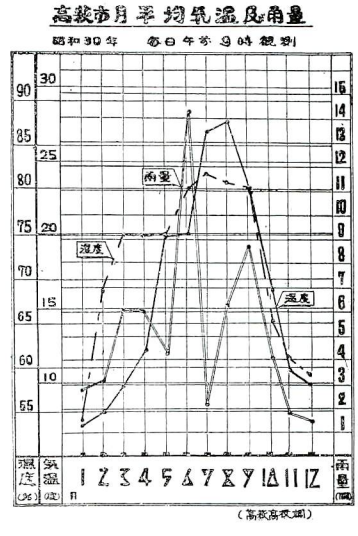

増産は優良種子の更新から

昭和三十一年産水陸稲及大豆採種圃設置担当者一覧表

作物名	品種名	面積	住所	氏名
水稲	農林一号	一〇畝	石滝	正木鉄蔵
〃	農林一四号	一〇	島名	鈴木一郎
〃	農林一四号	一〇	高萩	鈴木道夫
〃	農林三五号	二〇	島名	鈴木一郎
〃	金南風	二〇	秋山	大部昭雄
〃	とね早生	一〇	石滝	柴田誠太
〃	農林二五号	五	上手綱	大越誠一
〃	〃	一〇	上手綱	下山田義郎
〃	〃	一〇	島名	深谷保男
〃	農林二九号	一〇	〃	〃
〃	〃	一五	島名	鈴木宿弥
〃	〃	五	上手綱	岡野武雄
〃	〃	五	〃	併和喜知夫
〃	〃	五	上手綱	郷土行男
〃	大平もち	五	下手綱	斎藤勝美
〃	〃	一〇	安良川	安島安之助
水稲計		一六〇		
陸稲	農林もち二六号	五	赤浜	松本与敬
〃	〃	五	石滝	梶山正己
〃	〃	五	下手綱	鈴木政男
〃	〃	五	秋山	大都直教
陸稲計		二〇		
大豆	シンメジロ	一〇	安良川	岩間健次
〃	兄	五	下手綱	斎藤勝美
〃	〃	一〇	安良川	大和田信
〃	花嫁	一〇	秋山	大部吉郎
〃	農林二号	一〇	島名	深谷うめ
〃	〃	五	下手綱	荒川祐子
大豆計		五〇		
合計		二三〇		

市役所職員移動

職員の異動が次の通り発令された（　）内は旧職名である

九月十三日　採用　総務課臨時雇　塚原きみえ
九月十五日　採用　総務課臨時雇　柴田喜久代
九月十五日　退職　教育委員会主事補　荒川敏子
九月十六日　採用　教育委員会主事補　下山田広美
九月三十日　発令　厚生課長主事　沼田敏治（教育長）
厚生課長補佐　瓦葺隆輔（厚生課長心得）
会計課　書記　佐川忠義（税務課）
税務課　雇　今川誠（総務課）
総務課兼務を解く　書記　木村進（土木課）
九月三十日退職　小池正人
保育所保母　柴田セツ子
十月一日発令　今川重道（教育次長）
教育長